

## 所得税・住民税の申告相談について

令和8年1月1日に神戸町に住民登録がある方の、令和7年分所得税・住民税の申告相談を次のとおり行います。

期 間 2月16日（月）～3月16日（月）

※土日・祝日を除く

時 間 【受 付】8：00～15：00 当日用整理券を配布

例年早朝から来庁される方がありますが、上記時間より前には受付できません。

また、配布状況により早めに受付終了することがありますのでご了承ください。

【申告相談】午前の部 9：00～12：00

午後の部 13：00～

場 所 神戸町役場 本庁舎2階 集会室

休日の申告相談について、次のとおり行います。

期 日 3月1日（日）

時 間 【受 付】8：30～11：00 定員になり次第受付終了します。

【申告相談】9：00～12：00

場 所 神戸町役場 本庁舎2階 集会室

定 員 40名

※会場には税務署職員は不在のため、国税に関する質問はお答えできない場合があります。

### 町の申告会場で受付できないもの

以下の申告をされたい方は、大垣税務署の申告会場（大垣市情報工房）、またはe-Taxや郵送にて申告を行ってください。

- ・ 土地、建物や株式等の譲渡所得等の分離課税申告
- ・ 先物取引、FX、仮想通貨取引による収入の申告
- ・ 初年度の住宅ローン控除を受ける方
- ・ 新たに事業を始めた方、事業に伴う経費の算定が不明の方
- ・ 青色申告、消費税、地方消費税、贈与税、相続税の申告
- ・ 雑損控除がある方の申告
- ・ 外国税額控除がある方の申告

※確定申告については[こちら](#)をご覧ください